

平成30年度第7回教育委員会（9月定例会）議事録

- 1 日時 平成30年9月4日（火）
午前9時30分から午前11時50分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 宮尾 千加子
委員（教育長職務代理者） 木之内 均
委員 堀内 忍
委員 吉井 惠璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 県立高等学校における平成31年度使用教科用図書の採択について
- 議案第2号 県立特別支援学校高等部における平成31年度使用教科用図書の採択について
- 議案第3号 平成30年度熊本県近代文化功労者の決定について
- 議案第4号 熊本県立美術館協議会委員の任命及び解職について
- 議案第5号 熊本県いじめ防止対策審議会の委員の任命について
- 議案第6号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

（2）報告

- 報告（1） 県内各採択地区における平成31年度使用中学校教科書「特別の教科 道徳」の採択状況について
- 報告（2） 第2期熊本県スポーツ推進計画について
- 報告（3） 平成30年度熊本県学校支援チーム隊員養成研修を修了した教職員の隊員任命について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）議事録署名委員の選出

教育長が木之内委員を指名し、了承された。

（3）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、第3号から第5号は人事案件のため非公開とした。

（4）議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号から順に審議し、非公開で第3号から第5号を審議することとした。

（5）議事

○議案第1号 「県立高等学校における平成31年度使用教科書の採択について」

高校教育課長

高校教育課でございます。県立高等学校における平成31年度使用教科用図書の採択について説明します。

先月の教育委員会では、特別支援学校小中学部における使用教科書採択についての説明がありましたが、高等学校の教科書採択の流れについて、概要を説明いたします。

表紙をめくっていただきますと、本年度の教科書採択までの流れについて示しております。

4月に、文部科学省から教育委員会事務局に教科書の採択に関する通知及び教科書目録が送付されましたので、学校に送付しました。さらに、6月初旬に、事務局から教科書採択の基本方針及び選定基準等を送付しました。その後、各県立高等学校において教科書の選定が行われ、7月中旬に選定理由書等の関係書類とともに、本課に報告されました。本課において選定理由書等を点検後、8月に教科書採択委員会を開催して採択案を作成しました。本日は、その採択案について御審議いただくこととなります。なお、義務教育諸学校で使用する文部科学省検定済・著作教科書は、「義務教育諸学校の無償措置に関する法律施行令」の規定により、4年間同じ教科書が使用されますので、採択替えも4年に1回となっています。一方、高等学校の場合、そのような法令上の規定はなく、また、年によって教育課程を変更することが可能でありますので、教科書採択は毎年行うこととなっています。

資料1ページ、「県立学校における教科用図書採択の基本方針」を御覧ください。3の「(2)教科用図書の選定」に、「校長は教科用図書選定基準に基づき、採択希望教科用図書の選定を行い、関係資料を添えて、県教育委員会に報告する。」とありますように、高等学校の場合、小中学校と異なり、学校ごとに教科書を選定します。また、「(3)教科用図書の採択」にありますように、各学校から提出された資料をもとに、庁内に設置した教科書採択委員会で各学校の採択希望教科用図書を審議し、その結果を教育委員会に報告し、御審議することとなっております。

資料2ページは、「県立学校に係る教科書採択委員会設置要項」でございます。第3条にありますように、委員会は、教育指導局長を委員長とし、教育指導局各課長を委員とする構成となっており、本年度は8月22日に開催いたしました。

資料3～4ページは、「県立高等学校及び特別支援学校高等部における平成31年度使用教科用図書の選定基準等」でございます。各学校では、3ページの「1」及び「2」に記載してございます基準や観点に沿って教科書を選定することとなります。また、3の(1)に示しておりますように、高等学校用教科書の選定については、「学校教育法附則第9条の規定により教科書以外の教科書を使用する場合を除き、『高等学校用教科書目録』に登載されている教科書のうちから選定すること」となっております。

教科書目録については、委員の皆様のお手元に1冊ずつ置いておりますが、その中に文部科学省検定済・著作教科書が全て記載されており、学校は、その中から、それぞれの教科・科目の教科書を選定いたします。

続きまして、各学校における教科書選定の手順について説明します。

資料4ページの「4 選定の手順」を御覧ください。各学校の校長は、教科

書の選定に当たって校内教科書選定委員会を設置し、採択希望教科用図書を選定します。その様式を、9～10ページに示しております。各学校では、学校の教育目標・教科科目の目標を記載した9ページの別紙1と、10ページの別紙2の資料を作成します。なお、別紙2は、教科書1種目に付き1枚作成することとなっております。

資料4ページにお戻りください。(3)選定委員会では、今御説明しました資料等をもとに各教科用図書について審議します。(4)校長は、校内選定委員会の審議を踏まえて採択希望教科用図書を選定し、県教育委員会に報告することとなっております。以上が、各学校における教科書選定の手順でございます。

資料5～6ページには、教科書関係法令を掲載しております。

資料7ページは、「県立高等学校における平成31年度採択希望教科用図書種目別点数一覧(案)」でございます。7ページにお示ししておりますのが、現行の学習指導要領に基づいて編集された文部科学省検定済・著作教科書の点数、つまり、種類の一覧でございます。表の一番下にありますように、全部で819種類ございます。小学校の教科書の点数が319種類、中学校が159種類ですので、高校の教科書の種類の数は非常に多いことが分かります。また、819種類のうち、本県県立高校で選定した教科書の数は590種類(72%)にのぼることから、県立高校では、幅広く様々な教科書が選定されているということになります。資料11ページからは、各学校から報告された採択希望教科用図書を学校別にまとめたものでございます。

例として、多様な学科が設置されている阿蘇中央高校を説明させていただきます。ページ数は、34ページから36ページです。阿蘇中央高校は、普通科、商業系の総合ビジネス科、農業系の農業食品科、グリーン環境科、そして、福祉系の社会福祉科と、5つの学科が設置されています。阿蘇中央高校では、文部科学省検定済・著作教科書が、全部で100冊選定されています。これは天草拓心高校の110冊に次いで、県内で2番目に多い選定数となります。

35ページを御覧ください。英語のコミュニケーション英語Ⅱの教科書が2冊、選定されています。実際の教科書は、お手元にあるとおりです。三省堂の教科書は、農業食品科、グリーン環境科、社会福祉科の教科書として、啓林館の教科書は、普通科、総合ビジネス科の教科書として選定されています。三省堂の教科書は基本的な事柄を重視し、大きなサイズで読みやすく、発音にもカタカナが添えてあります。選定理由には「視覚的に理解しやすい」等挙げられております。一方、啓林館の教科書は読み応えがあり、あまり日本語が使われておりません。選定理由の一つに「英語を英語で理解しやすい」ということも挙げられております。

このように、同じ「コミュニケーション英語Ⅱ」でも、学科によって生徒の実態等が異なりますので、使用する教科書もそれに応じたものになっている、ということでございます。

資料36ページを御覧ください。阿蘇中央高校は、「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」として、6冊選定しております。先ほど、教科書は原則として「教科書目録」から選定すると御説明申し上げました。しかしながら、高等学校には多くの教科・科目があり、その全ての教科・科目に文部科学省検定済・著作教科書があるわけではありません。そのような場合、学校教育法附則第9条の規定により、一般に市販している図書で適切なものがあれば、

教科書として使用することが可能となっております。このような図書を「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」といいます。

「平成31年度県立高等学校における学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の選定状況」については、資料8ページに一覧としてまとめております。

阿蘇中央を例に御説明申し上げましたが、各学校において選定された教科書について、それらが適切に選定されたものかどうかについては、提出された約3000枚の選定理由書等をもとに、事務局において、各教科の担当指導主事により、精査させていただきました。

その後、8月22日に「教科書採択委員会」を開催し、各学校が選定した教科用図書について協議し、採択希望教科用図書として適切であると確認したところでございます。

以上、御審議のほどお願いいたします。

吉田委員

詳細な御説明がございましたが、生徒ファーストとの視点から教科書をお選びだと思えます。大変な努力でその趣旨が生かされていると受け止めました。

そうして選ばれた教科書を先生方がお使いになった後に評価をされているかと思えます。

例えば、期待通り良いものだったとか、こんな問題があるといったことですが、そうしたフォローやそれについての記録などはあるのでしょうか。

高校教育課長

教育委員会全体の各学校の集計データはありませんが、各学校で今度は次年度向けにまた教科書の採択をしますので、その資料として各教科の方でこれは良かった、これは引き続き使えるまたは生徒に実態によく合っているというような反省を生かし、次の年度の教科書選定の資料にさせていただきます。

吉田委員

とくにマイナスの情報があれば学校全体で共有化されることが必要ですね

それから、教科書は変更されることが多いのですか。これまでずっと使っているからといった理由で評価が甘くなるようなことは避けなければいけないと思えます。そうしたことはありませんか。

高校教育課長

はい。教育課程はその年度の入学、例えば平成28年度入学生で教育過程を組みましたら3年間は大いたい動かしませんので、例えば平成30年度になってからこういう風に教育課程を変えようという場合には、教科書を生徒の実態に合わせて変えようということもありますし、平成28年度入学生が1年2年3年といきますとやはり教科書の内容の連続性というのがございますので、基本的には、よほど悪いというものでなければそのまま同じ会社を使ったりすることもあります。

教育長

ありがとうございました。その他にございませんか。

この件に関しては、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

各委員

了承。

○議案第2号 「県立特別支援学校高等部における平成31年度使用教科用図書の採択について」

特別支援教育課長

議案第2号、県立特別支援学校高等部における平成31年度使用教科用図書の採択について、御説明いたします。

裏面を御覧ください。この資料を使って、特別支援学校の教科書等について御説明します。上段のスライドを御覧ください。8月の定例委員会の際に御説明しましたとおり、特別支援学校においては3種類の教科書を使用しています。

本日は、お手元に、見本として、「点字教科書」、「拡大教科書」、「著作教科書」、市販されている「一般図書」を御用意しております。

次に下段の「教科書選定の手続き」についてですが、教科書の選定・採択の流れについては、先ほど高校教育課より説明がありました通りです。採択後は、各学校において、採択された図書の中から、障がいの状況や発達段階等を考慮しながら、生徒一人一人に合った教科書を選んで使用することになります。

それでは、「県立特別支援学校高等部における平成31年度使用教科書(案)」について御説明します。

1 ページを御覧ください。

各校が選定した教科用図書の種類数を載せております。

2 ページを御覧ください。一般図書については、高等部を設置している17校全てが選定をしております。この17校の中には、来年度開校する熊本はばたき高等支援学校も含まれています。

3 ページを御覧ください。ここからは、「検定済教科書」を選定している学校を載せております。

「盲学校、熊本聾学校、松橋支援学校(肢体不自由)、黒石原支援学校(病弱)においては、知的障がいを伴わない生徒が在籍していますので、高等学校に準ずる教育課程を編成し、高等学校と同じ検定済教科書を使用しています。

5 ページを御覧ください。ここには盲学校が選定した検定済教科書を載せております。盲学校においては、点字教科書を使用する全盲の生徒と、検定済教科書を使用する弱視の生徒と一緒に学んでいるため、点字教科書の原典となる検定済教科書を選定しました。

6 ページから11 ページまでは、熊本聾学校、松橋支援学校、黒石原支援学校が選定した検定済教科書を載せております。写真や図が効果的に使用してあり視覚的に理解しやすいものや見やすく読みやすい工夫がなされているものなど、それぞれの学校が、自校の生徒の障がいの特性に応じて適切に選定しています。

12 ページを御覧ください。ここからは、「文部科学省著作教科書」を選定している学校を載せております。

ここに載せております「著作教科書」は、特別支援学校用(小中学部)教科書目録に搭載されているもので、高等部に在籍する知的障がいのある生徒が使用する教科書として選定しております。

45 ページを御覧ください。ここからは、「一般図書」を選定している学校を載せております。一般図書には、知的障がいのある生徒が用いる教科書に加えて、盲学校、熊本聾学校の専門学科で用いる教科書があります。

これから、選定した「一般図書」を障がい種別に御説明いたします。

47ページを御覧ください。ここには、視覚障がいのある生徒に対する教育を行う盲学校が選定した「一般図書」を載せております。1番から38番の教科用図書は、重複障がいのある生徒が使用する図書として選定したものです。39番から66番までの教科用図書は、検定済教科書を元に作られた点字教科書になります。次ページの67番から51ページの122番までの教科用図書を御覧ください。盲学校の高等部には、鍼、灸や按摩、指圧師としての知識や技能を習得するため理療科等が設置してあります。そのため専門的な図書を選定しています。

53ページを御覧ください。ここには、熊本聾学校が選定した一般図書を載せております。1番から64番の教科書は、盲学校と同様に、重複障がいの生徒のための教科書です。熊本聾学校は、聴覚障がいのある生徒に対する教育を行うため、視覚的に見やすく、内容を理解しやすい図書が選定してあります。次に65番から次ページにかけての教科書を御覧ください。熊本聾学校高等部には、理容師としての知識や技能を習得するための理容科が設置してあることから、理容に関する専門的な図書が選定してあります。

57ページを御覧ください。ここには、知的障がいのある生徒に対する教育を行う学校である熊本はばたき高等支援学校が選定した一般図書を載せております。11番の教科書「くらしに役立つ数学」を御覧ください。知的障がいのある生徒が、数や計算等に関する基本的な内容を理解し、日常生活に活かしていけるような内容になっています。買い物や金銭管理、時刻など、身近な生活に関連させながら数や計算について学習できるよう授業を行っています。59番は福祉の一般図書です。熊本はばたき高等支援学校では、「福祉」と「流通・サービス」の教科があり、そのための教科用図書を選定しております。

高等部を設置している知的障がい特別支援学校は、熊本支援学校の他、松橋西支援学校や荒尾支援学校など10校あり、生徒の実態に応じて、文字や数の学習に関する図書や集団生活への参加を大切にした図書の選定を行っています。

65ページを御覧ください。ここには、熊本かがやきの森支援学校が選定した「一般図書」を載せております。熊本かがやきの森支援学校は、肢体不自由のある重度重複障がいの児童生徒を対象とした学校であり、読み聞かせに適した絵本や音の出る絵本などの選定が多くなっています。また、児童生徒が実際に触れて楽しむことが絵本等も選定しています。他の4校の肢体不自由特別支援学校においても音の出る本や仕掛け絵本などが多数選定されています。

80ページを御覧ください。ここには、黒石原支援学校が選定した重複障がいの生徒のための一般図書を載せております。黒石原支援学校は、県内唯一の病弱者を対象とした学校で、読み聞かせに適した絵本から文字の読み書きに関する図書など、選定した一般図書も幅広い内容のものになっております。

このように、特別支援学校においては、自校の教育目標を達成するため、在籍する生徒一人一人の障がいの状況や学習状況に応じた教科書の選定を行っています。

この採択案につきましては、8月22日に「教科書採択委員会」を開催し、審議の上、採択希望教科用図書として適切であると確認したところです。

以上で特別支援教育課からの説明を終わります。

御審議をよろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの件に関しまして御質問等はございませんか。（少し待つて）

初歩的な質問をしてよろしいですか。今、私の手元にある拡大教科書と点字教科書を見せていただいているのですが、例えば盲学校だったら生徒さん一人一人に応じた教科書なので、同じ、例えば実教出版なら実教出版さんの、ある生徒さんは拡大教科書、ある生徒さんは同じ出版会社の点字教科書で授業をされていると理解してよろしいのでしょうか。

特別支援教育課長

その通りでございます。

教育長

ありがとうございます。念のための確認でした。

特別支援教育課長

拡大と点字版は同じになります。

教育長

他に御質問等はございませんか。

この件に関しては、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

各委員

了承。

○議案第6号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見について」

教育政策課長

議案第6号について、御説明します。

提案理由を1ページに記載しております。9月定例県議会へ提案する教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたので、今回の教育委員会に付議するものです。該当の議案は、3ページに掲載の県知事からの依頼文中、「記」以下の2項目です。

まず、「議案第1号」は、平成30年度熊本県一般会計補正予算（第4号）です。8ページをお願いします。

表頭款の欄、「9 教育費」の「補正額」として、4億4,768万3千円を計上しております。内訳としては、表頭項の欄「1 教育総務費」に2,699万円、「2 高等学校費」に2億9,956万4千円、「3 特別支援学校費」に4,080万9千円、「4 社会教育費」に6,153万8千円、「5 保健体育費」に1,878万2千円を計上しております。

次に、表頭款の欄「10 災害復旧費」のうち、表頭項の欄「5 教育災害復旧費」の「補正額」として、5億4,205万2千円を計上しております。

内訳については、9ページの「教育委員会 9月補正予算 内訳」を御覧願います。

まず、「9 教育費」についてです。「1 教育総務費」、「2 高等学校費」、「3 特別支援学校費」、「4 社会教育費」及び「5 保健体育費」に、現行法に不適合又は倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去及びフェンス等の設置に要する経費を計上しております。

対象のブロック塀は、上から順に、教職員住宅、県立高等学校、県立特別支援学校、熊本県青年会館、氷川保管庫、2段飛びまして、藤崎台野球場に設置してあるものです。

なお、「4 社会教育費」には、このほか、熊本地震文化財レスキュー事業

で救出した未指定動産文化財の応急措置等に要する経費及び文化財復興のために寄せられた寄附金の文化財等復興基金への積み立てをあげております。

次に、「10 災害復旧費」の内容としては、熊本地震で被災した未指定の歴史的建造物の復旧等に要する経費です。

10ページをお願いします。

全国高等学校総合体育大会準備事業に係る債務負担行為の追加でございます。

平成31年度全国高等学校総合体育大会で使用するボート競技用規格艇の製作に6ヶ月を要するため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

期間は平成31年度まで、限度額は1億1,417万5千円です。

次に、11ページの議案第41号は、専決処分報告及び承認に関するものです。これは、熊本県育英資金貸付金の支払請求に係る訴えの提起に係るものです。県が行った支払督促に対し、4名の債務者から異議の申立てがなされたことから、訴えを提起するため、知事の専決処分としたものです。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

櫻井委員

ブロック塀の倒壊の恐れがある撤去及び設置の経費が予算措置されていますが、これですべてが終わると理解してよろしいですか。

施設課長

施設課でございます。大阪北部地震の被害を受けてですね、6月から7月にかけて熊本県立学校それから市町村立学校すべてを基本的には、目視での確認、専門家の調査を入れたのですが、それによって県立学校で明らかに不適合のものが、51校と市町村立学校で不適合なものは、170校ございました。だいたい平均すると、どの学校も60mから80mのぐらいのものがあるのですが、それをこの予算措置をしまして、まず県立分につきましては、9月補正で予算がついたことによって、基本的には、今年度末までに全てブロック塀の撤去と撤去後に新しいフェンスの設置が完了する予定でございます。市町村立学校につきましては、各市町村によって若干対応が違うのですが、基本的には170校が一部来年度にかかりますけれども、不適合とされたものについては、撤去の方向で準備を進めていただいている状況でございます。

教育長

緊急を要するものについては、撤去しているものがあると思うのですが、その説明をお願いしてもよろしいですか。

施設課長

はい。県立高校につきましては、もともと年間の維持経費として支給している分から、それから施設課の持っています予備費の内から既に着工しているものが大半でございます。完全撤去が終わっているのは、熊本農業高校1校だけなのですがそれ以外についても約50校ほどすでに着工している状況でございます。

9月補正の中でですね、フェンスの費用が大部分9月補正にかかっておりますので、そちらについて付いたところで、撤去しただけではちょっと困りますので、速やかにその後、設置していくところでございます。

教育長

だから結局9月補正は、既定予算でのせなかったものの撤去と本当のフェンスとかその後の部分ということと理解していいのか。

施設課長

基本的には、その通りでございます。

教育長

急ぎのものですね、例えば藤崎台野球場でオールスターゲームがあったものですから、あそこにもやはりブロック塀などがありますので、間に合わないのでもそれまでに既定予算の中で撤去して、新たな目隠しと言いますか対応しているところです。（各委員に向けて説明）

吉井委員

細かいことで申し訳ございません。文化課の被災文化財保存復旧支援事業とその下にありますが災害復旧費の文化財災害復旧事業は似たような内容ではありませんがどう違うのですか。

文化課長

文化課でございます。まず被災文化財保存復旧支援事業の158万円余りのものについてはですね、倒壊の恐れのある家屋や蔵から動産文化財レスキューということで救出しているものがございまして、その分の応急措置、これ以上劣化が進まないようなクリーニングだったり、埃を払うとかそういった応急措置と整理などの経費でございます。

一番下の文化財災害復旧事業についてはですね、こちらは建造物、建物の復旧に要する経費ということで、未指定でも価値のある歴史的建造物の復旧に、補助金と制度を設けておりまして、いわゆる町屋とか歴史的建造物の復旧に要する補助金の追加の補正予算ということになります。5億4千2百万円余り。

158万円の方は動産文化財で、屏風とか甲冑とか古文書とか動産文化財に対する応急措置までやるというもので、修復まで補助は別にあるもので、復旧事業とまではいかないこれ以上悪くならないというところまでです。

吉井委員

わかりました。ありがとうございました。

教育長

この件に関しては、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

各委員

了承。

- 報告（1） 「県内各採択地区における平成31年度使用中学校教科書「特別教科 道徳」の採択状況について」

義務教育課長

県内各採択地区における平成31年度使用中学校教科用図書「特別の教科道徳」の採択状況について、御報告いたします。8月31日までに、県内11採択地区のすべてにおいて、採択事務が終了し、採択権者である市町村教育委員会での採択を経て、県教育委員会に報告がありました。お手元にありますのが、採択状況の一覧でございます。

中学校「特別の教科 道徳」の教科書は、8者から発行されています。その8者の中から、各採択地区が採択しております。この採択結果につきましては、

各市町村教育委員会等に通知するとともに、県教育委員会ホームページ及び県庁情報プラザにて公開する予定です。なお、「選定資料」及び「専門調査員」につきましても、9月18日以降に県庁情報プラザにて公開いたします。

以上で、御報告を終わります。

教育長

情報プラザでの公開は、この後に行うのですか。

義務教育課長

はい。この教育委員会後に起案をしまして、決裁後に通知をし、情報プラザの方で公開をすることになります。

教育長

情報プラザでの公開期間はどれくらいですか。

義務教育課長

公開はずっとです。

教育長

その間に、もしいろんな県民からの質問等があった場合は、説明責任は、それぞれ採択された地区での対応という理解でいいんですよね。例えばどうしてこのようになったのですかという質問があった場合等

義務教育課長

そうですね。それは各採択地区の方で対応するということになります。

教育長

この件に関しては、よろしいでしょうか。

各委員

了承。

○報告（２） 「第２期熊本県スポーツ推進計画について」

体育保健課長

体育保健課でございます。「第２期熊本県スポーツ推進計画」について、御報告いたします。

スポーツ推進計画につきましては、スポーツ基本法第10条の規定に、「地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」とされております。また、第2項に「地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」とされており、今回、御報告させていただきます。

資料の「報告（２）」を御覧ください。1枚目は、第２期熊本県スポーツ推進計画の概要でございます。こちらで説明をさせていただきます。まず、策定の趣旨としましては、平成23年8月、国におきまして「スポーツ基本法」が50年ぶりに旧法（スポーツ振興法）の全面改正という形で制定され、その具現化のために「スポーツ基本計画」が平成24年3月に策定されました。これらを踏まえ、国の「スポーツ基本計画」を参酌して、本県の実情に合わせ、平成26年2月に10年間を見通した前期5年間の「熊本県スポーツ推進計画」を策定しました。

社会背景としましては、高齢社会の伸長、体力の低下、健康上の問題の増加、精神的ストレスの増大などがありました。これらの背景を踏まえ、「体力を付

けたい」「仲間を作りたい」「全国や世界の檜舞台で活躍する選手が見たい」「自分に合ったスポーツがしたい」「ボランティアとしてスポーツを支えたい」といった県民のスポーツに関するアンケート調査による県民のニーズを捉えながら、「幸せ実感くまもと4カ年戦略」「第2期熊本『夢への架け橋』教育プラン」との整合性を図り、スポーツに関する施策を総合的に推進しています。

また、国においては、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を定め、更にスポーツの価値を社会に広めていくための方策を示しました。

これらのことから、本県においても、現計画を踏まえ、新たに策定された国の「第2期スポーツ基本計画」を参酌した「第2期熊本県スポーツ推進計画」を策定することになります。

2枚目のA3版の資料を御覧ください。

こちらは、国の第2期スポーツ基本計画と熊本県スポーツ推進計画の関連イメージになります。

中央網掛け部分が、第2期熊本県スポーツ推進計画です。

右側は、現行の熊本県スポーツ推進計画、左側は、国の第2期スポーツ基本計画となります。

網掛けの第2期計画は、10年計画の後期であることを踏まえ、右の現行計画を引き継ぐことを基本としています。また、左の国の第2期基本計画における3と4においては、地方公共団体の役割ではなく、国が行うべき具体的施策として述べてあることから、3と4の項目を熊本版としましては、1つにまとめ、網掛けの第2期推進計画の基本施策3にまとめて示しました。なお、右側の現行の基本施策では、地域スポーツに関わる大項目を2と3に分けて示しておりましたが、中央網掛けの第2期推進計画では、地域スポーツの事柄をまとめ、基本施策2として示しております。

概要にお戻りください。下段を御覧ください。

本計画の基本理念と目指す姿です。

○基本理念を「スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくり」

○目指す姿を「する・みる・ささえるスポーツをとおして、すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合いながら、健康で活力ある生活を送る姿を目指します。」といたしました。それでは、裏面を御覧ください。

計画期間は平成26年度から10年間のうち、平成31年度から後期5年間としています。

次に、本計画の体系でございます。○囲みのイメージ図を御覧下さい。

先程の資料2の網掛け部分で御説明したとおり、基本理念の実現のために、3つの基本施策を掲げました。

1つ目は、「ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進」でございます。

ここでは、幼児・学校体育の充実、高齢者スポーツを推進する必要性を広める取組や障がい者スポーツの推進を視点として盛り込んでおります。また、学校における運動部活動については、学校や地域の特色を生かした適正で魅力ある運動部活動の推進について触れております。

2つ目は、「スポーツを通じた活力があり、絆の強い社会の実現」でございます。

ここでは、地域の特性を活かし、実態に応じた地域スポーツの推進と魅力あるスポーツイベントの充実を施策の中心として位置づけております。特に総合型地域スポーツクラブの育成や、それを支えるスポーツ推進委員の資質向上、県民のスポーツへの参加意欲を高める各種イベント及び国際スポーツ大会について触れております。

3つ目は、「競技力の向上と世界に羽ばたくアスリートの育成」でございます。

ここでは、トップアスリートと地域スポーツとの連携を図るとともに、本県の競技力の向上や地域の活性化に取り組むことについて触れております。

また、国際大会や全国トップレベル大会を観戦するといった「みるスポーツ」という文化の定着を促進させるための取組についても触れております。

この3つの基本政策を柱として、それぞれの連携を図りながら、「スポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくり」の実現に向けて施策を推進して参りたいと考えております。

今回の策定において、大きな変更点は、基本施策2の(4)、(5)、(6)になります。(4)の「スポーツを通じた国際交流の促進」につきましては、2019年に本県で開催されるラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権や2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、内容を厚くしております。また、(5)の「スポーツを通じた健康増進」につきましては、国の第2期スポーツ基本計画に新たに加盟したことを受け、今回から新たに項目として設けております。(6)の「スポーツ施設の復旧と充実」につきましては、平成28年の熊本地震により、本県の県有体育施設は大きな被害を受けました。しかし、現在ではほとんどの施設において復旧しておりますが、これからも安心して利用ができるよう、施設の充実について記載しております。

また、8月28日の熊本県スポーツ推進審議会において、専門的な観点から御意見をいただきました。その御意見の中には「運動部活動は、学校教育活動の一環なので、人づくりに重点を置くことを強く打ち出してもらいたい」や「計画を具現化するに当たって、数値目標を示したらどうか」といったものがございましたので、今後、計画の中に反映させていきたいと考えております。

3枚目を御覧ください。最後に今後のスケジュールでございます。ワーキンググループでの修正作業を行い、パブリックコメントを募り、広く県民の皆様より御意見をいただき、最終案を作成した後、再度、熊本県スポーツ推進審議会で御審議いただき、2月に策定できればと考えております。

以上で第2期熊本県スポーツ推進計画についての報告を終わります。

吉田委員

2点ほどお伺いします。1点目は、「目指す姿」の表現です。「すべての県民が・・・」だと「県民が」が主語ですが、「その他を目指します。」で終わっており、末尾が対応していないと思います。例えば「健康で活力のある生活を実現することを目指します」といった表現であれば違和感がありません。

もう1点は施策の4の「指導者の育成と関係団体」に関する部分です。スポーツ系で指導者の問題が話題になっています。教育委員会がどのくらい関わりを持てるものかわかりませんが、「指導者の育成」と同時に「関係団体」についてもコンプライアンスなどについてはしっかりと対応していただきたいと思

います。何か起きてから対応するのでは委員会としての見識を疑われます。
こうした点も十分に御配慮いただきたい気持ちがございます。

体育保健課長

ありがとうございます。今御意見をいただいたことについても十分この計画の中に反映できるようまた今後検討させていただきたいと思っております。今現在のコンプライアンスについての条件につきましては、特に競技団体等といいますか熊本の体育協会と連携しながら強化事業を行っております。併せて競技団体等につきましても各常任委員会が入っていただいておりますので、それを含めてこのコンプライアンスにつきましては、お願いをしながら、また通知等も出しながらそれに向けて取り組んでいただくようお願いしているところでございます。

吉田委員

ありがとうございます。これは蛇足ですが私は、最近のリスクマネジメントで問題になるケースを見ると「基本守られないものだ」という前提で考えていくべきだと思っています。「基本だから言わなくていいでしょ」ではなく「基本だからこそ言い続けられないといけない」という視点が大事なのです。「初心忘るべからず」と言いますが、それは「初心が忘れられる」ものだからです。「基本的生活習慣」も同じで、あえて「基本的」と付けるのは、「基本はもともと守られない。守ることは難しい」かあrでしょう。報道される自動車の検査の問題なども全部基本が守られないことによっています。

教育長

ありがとうございました。その他ございませんか。

堀内委員

すみません。ちょっと1つお聞きしたいことがありましたので、すみません。11月にパブリックコメントを1か月程度県民の皆さんから取ると御説明の方にあつたのですが、どのような形で意見をまとめていくのかなとちょっと説明していただいてよろしいでしょうか。

体育保健課長

少し見づらくて申し訳ございません。ホームページ等にきちんと公開しながら出させていただくこととしております。そちらで意見等も聴取していく予定としております。

堀内委員

ありがとうございました。ホームページだけでしょうか。
せっかくなので、県民の皆さんから意見をいただくということなので、ホームページってなかなかというか、ほとんどの県民の皆さん見る機会がないと思いますので、ぜひ吉田先生がおっしゃったようにですね、スポーツをされている親御さんはですね、指導者の関係だったり、所属団体の話だったり、今とてもですねそういう形で話題になっているので、とても興味深い。今そういうチャンスだと思いますので、ぜひ県民の生の声をぜひ意見として取り入れられるようなもう少しですね意見の取り方を工夫させていただけたらなと思うのですが。

体育保健課

はい。いろんな形で掲示させていただきながらやって参りたいと思っております。

教育長

いただいた意見についてはレスポンスをホームページ等で掲載されるのですよね。

同じようにいろんな御意見をいただいたところは、これはこういうことです。という形で県民の方々に紙媒体を含めた形で掲示をする。それで十分かという議論はあるのですが。

櫻井委員

基本的なことですが、学校でのスポーツとは別なのですか。それとも学校でのスポーツも含めた全体で考えていいのか。学校を卒業した人たちのためという風を感じたものですからそれであれば教育委員会では何をすべきなのかちょっとわからなかったところがありますので。

2点目がですね、熊本県スポーツ推進計画の基本施策が3つなのですが、やはり国の基本計画にもありますようにクリーンでフェアなスポーツの推進によりスポーツの向上で、やはりこの基本施策4でやられたほうが、おそらくですね相当熊本県のほうもひどいことになっているように感じてしまう。生徒たちが今まで黙っていたのが、SNSとかで発信するようになりますからこのところはきちんと体制を取っていかないと後手後手に回るような気がします。ガバナンス不足というのはおそらくあるのではないかなあと心配しています。

体育保健課

最初の御質問につきましては、計画自体は、全世代の事を対象としたものですので、学童期だけのものではありません。ですので、生涯を通じた形でいきますと例えば、基本施策2で総合型地域スポーツの充実と掲げてありますが、こういった総合型地域スポーツクラブというのは、都会であれば、いろんなスポーツがあるのですが、地域地方にいくとなかなかそういった組織が無いために各地域の方で民間主導で、立ち上げている総合型地域スポーツクラブで、多様多世代で、スポーツ等を楽しみながら自分たちでやっていくというようなクラブこれを推進していくところがございます。中にはですね立ち上がったクラブが、老人保健等ですね、委託等を受けながらやって運営を含めてやられているクラブもあるところがございます。

櫻井委員

学校以外のところのスポーツというのが全部書いてあるように思うのですよ。学生のところでいうとスポーツに関わる多様な人材の育成か健康増進か指導者の育成ぐらいかなあとそうするとそれ以外はその教育委員会でやらなければいけないのは、なんかすごくこれなんか福祉の方でやるようなことが多く、そのへんがなんかあいまいに感じる。

体育保健課長

実はこの施策等を検討する中では、当然知事部局の方とですね健康福祉部局とかそういったところにもすべてに照会をかけながら計画を作りあげているところがございます。スポーツを中心にまとめる課が教育委員会の体育保健課の中にあるものですからそういう形で私たちの方で取りまとめていっているというような状況でございます。すべての関係課には、照会をかけながら、また健康作り部局とはですね、本課の方と連携しながら一緒に行っているところがございます。

教育長

だから、子どもの体力向上のための運動の促進は、ライフステージの中にあ

りますので、子どもはもちろんの事、多くの世代を超えてということですね。
よろしいでしょうか。

櫻井委員

施策3についてお願いします。

体育保健課長

実は、色々と検討した中ではございましたけど、項目だけでは、出しはしなかったのですが、33ページのところにですね、スポーツ団体のガバナンスと
いような形で、そこに出させていただいた状態でございます。基本施策3の
ところの競技力の向上と世界に羽ばたくトップアスリートの育成のところの項目
にはなるのですが、やはり今回、非常に話題になっているところでござい
ますので、やはりトップアスリートを育成するにあたっては、競技団体にもし
っかりとした指導者育成を含め、取り組む必要があるということでこちらの
ほうに今、入れさせていただいているところでございます。項目だけを改
めて変更できるかどうかについては、はっきりここではお答えできません
が、検討させていただければと思います。

教育長

今の御意見は、審議会の方でも議論していただければと思います。

体育保健課長

はい。

教育長

今のトピックと言いますか、話題です。

この件については、よろしいでしょうか。

それでは、この件に関しては、以上でよろしいでしょうか。

各委員

了承。

- 報告（3） 「平成30年度熊本県学校支援チーム隊員養成研修を修了した教
職員の隊員任命について」

教育政策課長

平成30年8月10日（金）、「熊本県学校支援チーム隊員養成研修」の上
級編を熊本県立教育センター主催で行いました。

これは、初級編（7月11日）、中級編（8月9日）に続いて行われ、研修
会終了後、この3回を修了した教職員24名を熊本県学校支援チーム隊員に任
命しました。

また、10月には、2名の教職員が兵庫県教育委員会主催の養成研修を受講
し、40名体制となる予定です。

今後も毎年研修を行い、平成32年度までに80名体制とする予定です。

教育長

ありがとうございます。

何かご質問はございませんか。

（少し待つて）

この件に関しては、よろしいでしょうか。

各委員

了承。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。